

関原発第186号  
2022年7月7日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、  
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、昭和49年10月30日付 49原第 9439号、  
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、昭和50年11月26日付 50原第 9544号、  
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、  
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、  
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、  
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、  
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、  
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、  
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、  
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、  
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、  
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、  
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、  
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、  
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、  
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、  
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、  
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、  
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、  
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、  
平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、

平成 9年 9月11日付 平成09・07・31資第15号、  
 平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第14号、  
 平成11年 9月 7日付 平成11・08・16資第 2号、  
 平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第10号、  
 平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第18号、  
 平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第41号、  
 平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第11号、  
 平成15年 5月15日付 平成15・04・22原第 6号、  
 平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 9号、  
 平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第11号、  
 平成17年 1月24日付 平成16・12・09原第 5号、  
 平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第22号、  
 平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 3号、  
 平成18年11月28日付 平成18・11・02原第 2号、  
 平成19年 4月11日付 平成19・03・23原第 4号、  
 平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第136号、  
 平成19年12月13日付 平成19・11・30原第23号、  
 平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第13号、  
 平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 2号、  
 平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、  
 平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、  
 平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、  
 平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、  
 平成25年 3月25日付 原管吹第121221002号、  
 平成26年11月12日付 原規規発第1411121号、  
 平成27年 6月12日付 原規規発第1506128号、  
 平成27年10月 9日付 原規規発第1510092号、  
 平成27年11月18日付 原規規発第1511183号、  
 平成28年 6月20日付 原規規発第1606204号、  
 平成29年 6月26日付 原規規発第1706265号、  
 平成30年 3月19日付 原規規発第1803193号、  
 平成30年 6月26日付 原規規発第1806265号、  
 平成31年 1月31日付 原規規発第1901311号、  
 令和元年 7月 1日付 原規規発第1907017号、  
 令和 2年 1月16日付 原規規発第2001168号、  
 令和 2年 5月26日付 原規規発第2005262号、  
 令和 2年 9月24日付 原規規発第2009241号、  
 令和 3年 2月15日付 原規規発第2102151号、  
 令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106044号、  
 令和 4年 6月22日付 原規規発第2206225号 で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の  
 記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更す  
 る（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成 9年11月28日付 平成09・11・10資第16号、  
 平成10年12月17日付 平成10・12・01資第17号、  
 平成12年 3月 8日付 平成12・01・31資第 1号、  
 平成13年 1月 5日付 平成12・08・03資第 5号、  
 平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第12号、  
 平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第11号、  
 平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 7号、  
 平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第18号、  
 平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第38号、  
 平成16年11月17日付 平成16・09・24原第25号、  
 平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第 8号、  
 平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第15号、  
 平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第11号、  
 平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第16号、  
 平成19年 5月25日付 平成19・05・08原第26号、  
 平成19年12月13日付 平成19・09・28原第32号、  
 平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第10号、  
 平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第18号、  
 平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第23号、  
 平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、  
 平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、  
 平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、  
 平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、  
 平成26年 6月 9日付 原規規発第1406096号、  
 平成27年 4月 8日付 原規規発第1504085号、  
 平成27年 9月18日付 原規規発第1509184号、  
 平成27年11月18日付 原規規発第1511182号、  
 平成28年 3月24日付 原規規発第16032414号、  
 平成29年 2月 8日付 原規規発第1702087号、  
 平成29年 8月15日付 原規規発第1708154号、  
 平成30年 5月11日付 原規規発第1805112号、  
 平成30年12月17日付 原規規発第1812176号、  
 令和元年 6月21日付 原規規発第19062110号、  
 令和元年 9月24日付 原規規発第1909247号、  
 令和 2年 3月30日付 原規規発第20033018号、  
 令和 2年 6月19日付 原規規発第2006192号、  
 令和 2年10月 7日付 原規規発第20100714号、  
 令和 3年 2月19日付 原規規発第2102193号、  
 令和 4年 4月 7日付 原規規発第2204071号及び

## 2. 変更の理由

### (1) 廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更

3号炉及び4号炉の使用済樹脂を1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置他で処理するため、1号炉及び2号炉共用の廃樹脂処理装置他を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用に変更し、処理に係る設備を設置することから、関連する保安規定条文の変更を行う。

### (2) 原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更

原子力災害制圧道路等整備に伴い敷地境界を変更するため、関連する保安規定条文の変更を行う。

## 3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更を行う日から施行する。

(2) 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の廃樹脂処理装置他の共用化に関連する規定については、全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第3項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵した脱塩塔使用済樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、放射線管理課長および発電室長が構内運搬により廃樹脂処理装置または廃樹脂貯蔵タンクに移送した<sup>イ</sup>後、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p>	<p>廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更</p>

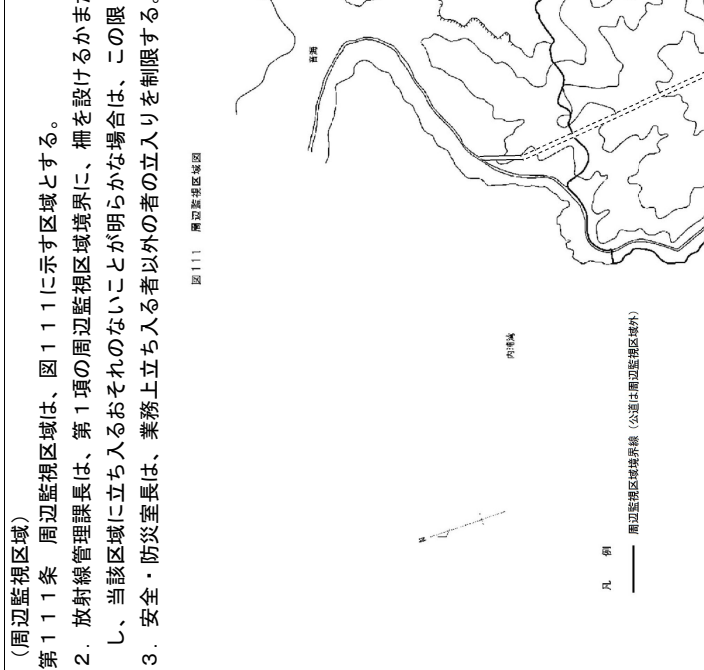
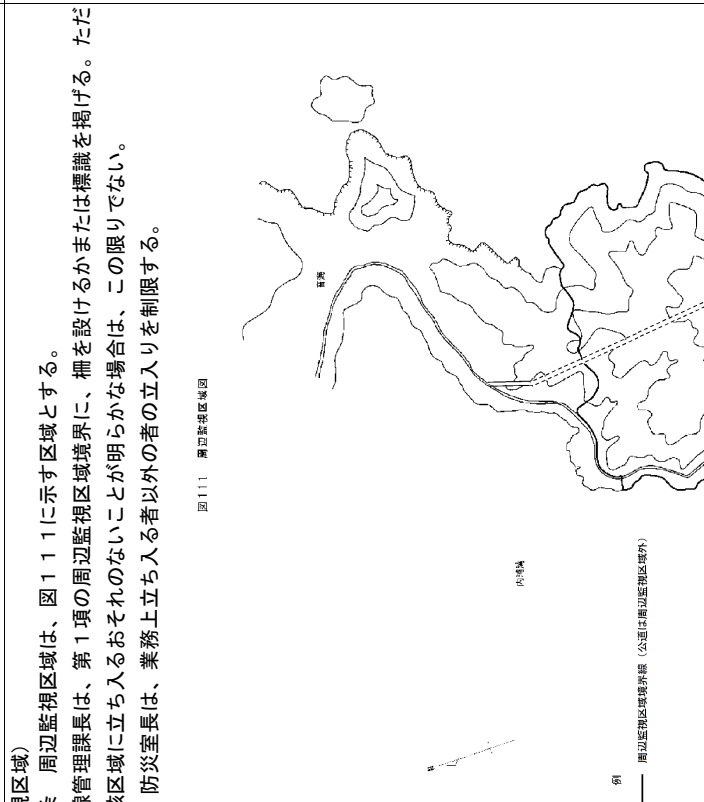
高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>口. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第 1 項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 133-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉係課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽保管庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1 週間に 1 回、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3 ヶ月に 1 回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1 日に 1 回、1 号炉および 2 号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3 号炉および 4 号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を 3 ヶ月に 1 回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1 号炉および 2 号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1 日に 1 回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を 3 ヶ月に 1 回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を 3 ヶ月に 1 回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いにし、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のため</p>	<p>口. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第 1 項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 133-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉係課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽保管庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1 週間に 1 回、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3 ヶ月に 1 回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1 日に 1 回、1 号炉および 2 号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3 号炉および 4 号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を 3 ヶ月に 1 回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1 号炉および 2 号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1 日に 1 回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を 3 ヶ月に 1 回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を 3 ヶ月に 1 回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いにし、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のため</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>に必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>に必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第111条 周辺監視区域は、図111に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> 	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第111条 周辺監視区域は、図111に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> 	<p>原子力災害抑制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更</p>

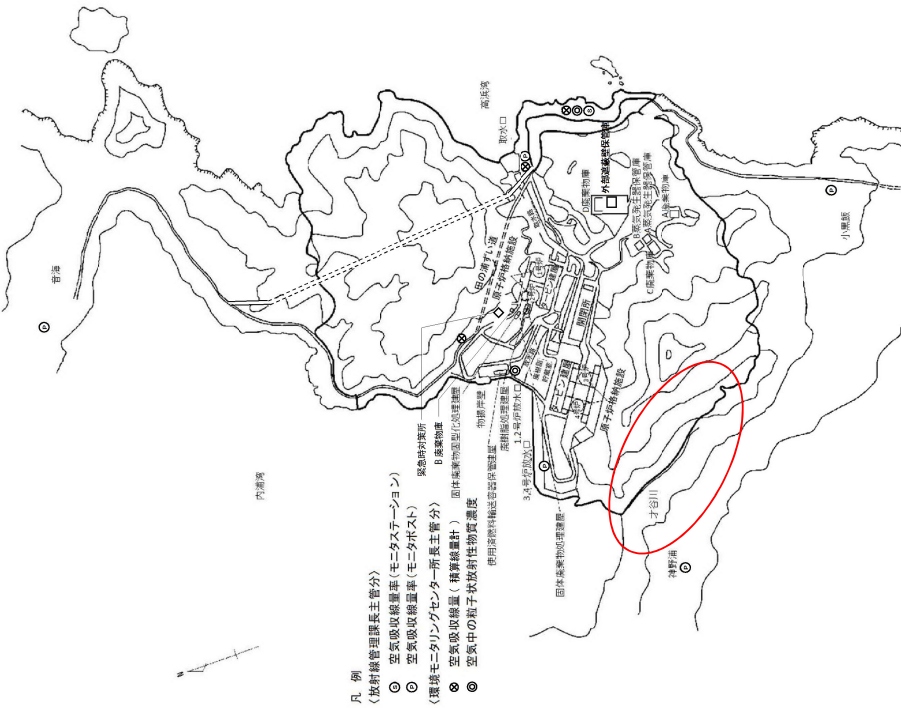


高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。</p> <p>5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。（中略）</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。</p> <p>5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。（中略）</p>	<p>変更なし</p>

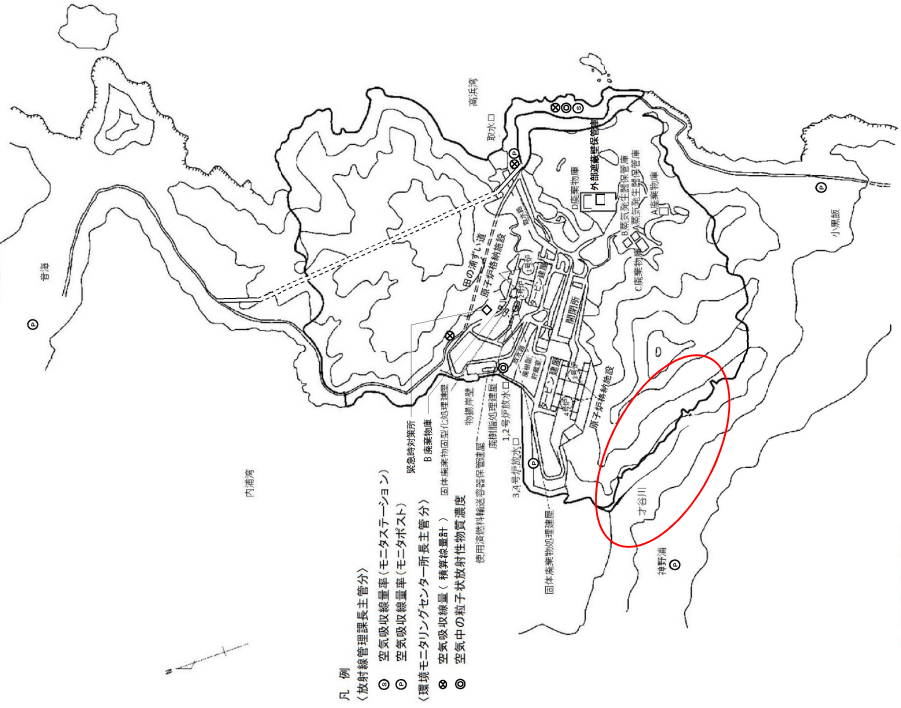
変更前

図114 空気吸収線量率等の測定場所



変更後

図114 空気吸収線量率等の測定場所

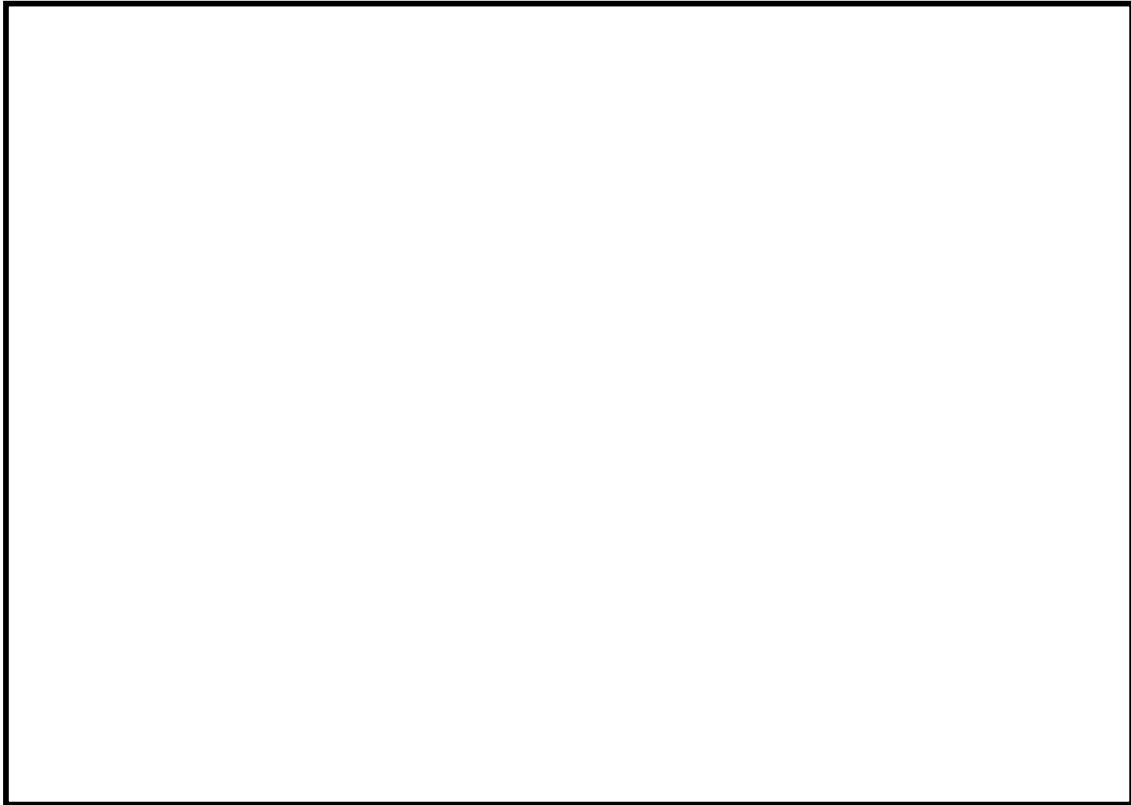
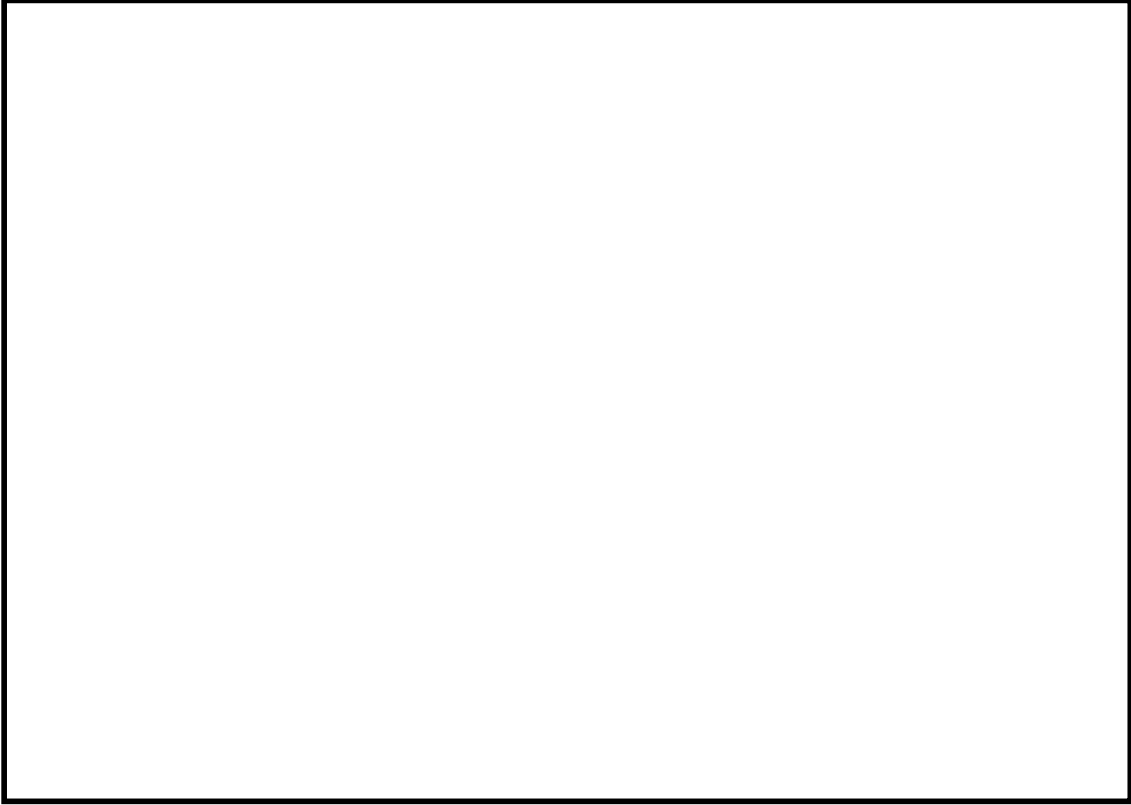


原子力災害制圧道路境界の変更  
備による敷地境界の変更  
に伴う変更

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

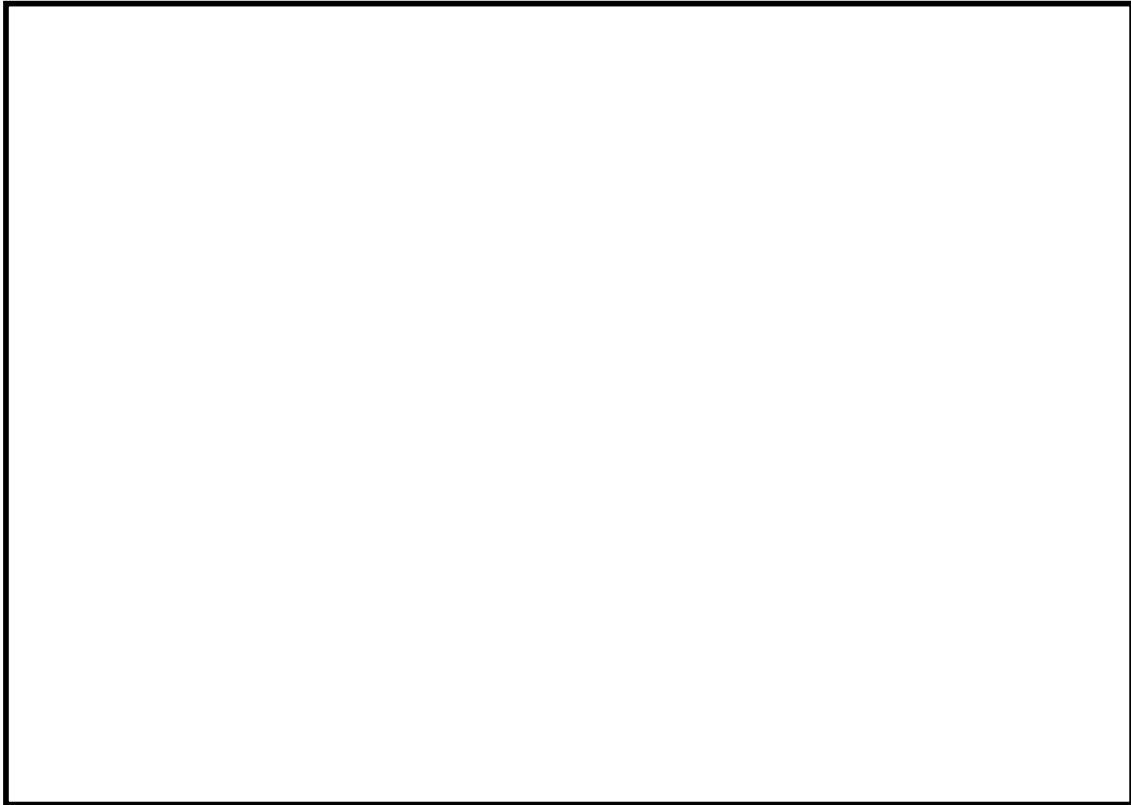
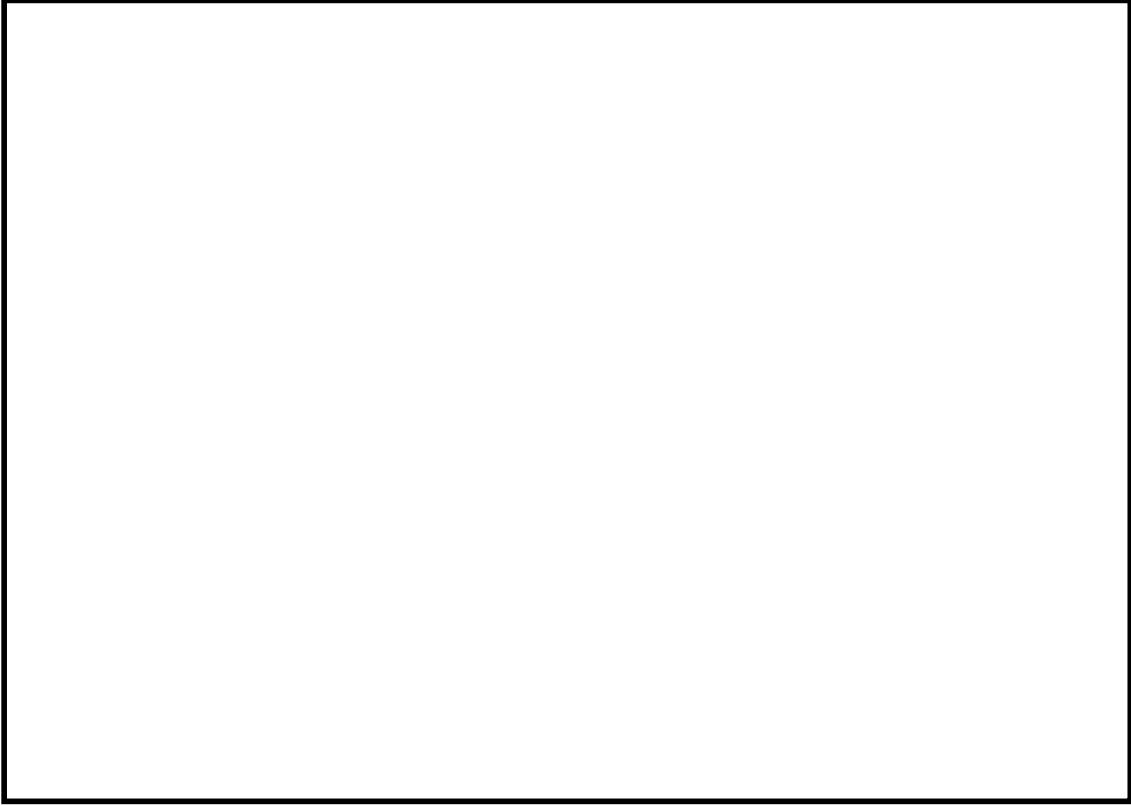
変更前	変更後	理由
	<p>附則（ 年 月 日 平成26原安防通達第3号一 ）  <u>（施行期日）</u>            第1条 この通達は、原子力規制委員会の認可を受けた後、<u>原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更を行う日から施行する。</u>            2. 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の廃樹脂処理装置他の共用化に関連する規定については、全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の<u>使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、敷地境界の変更を行う日から施行する。</p> <p>使用前事業者検査対象である廃樹脂処理装置他の共用化に関連する規定については、使用前確認完了日以降に適用する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	<p>添付4 管理区域図（第105条および第106条関連）</p> 
変更後	<p>添付4 管理区域図（第105条および第106条関連）</p> 
理由	<p>・原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更</p>

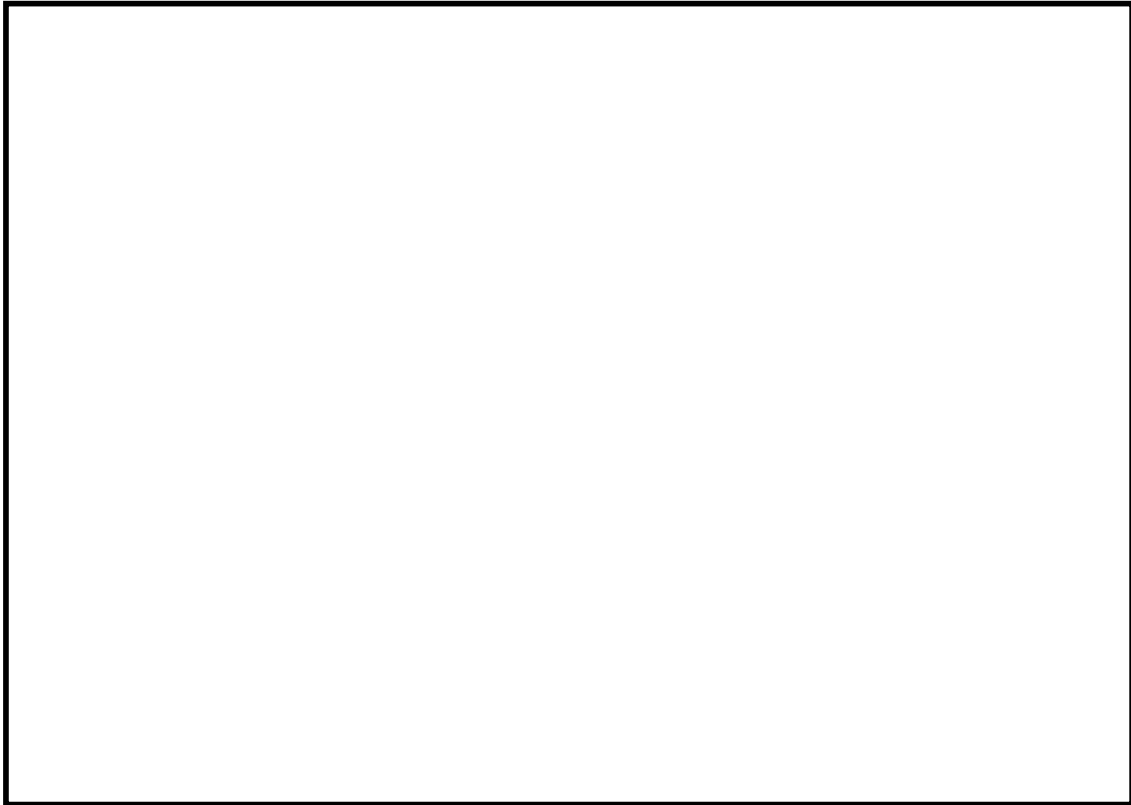
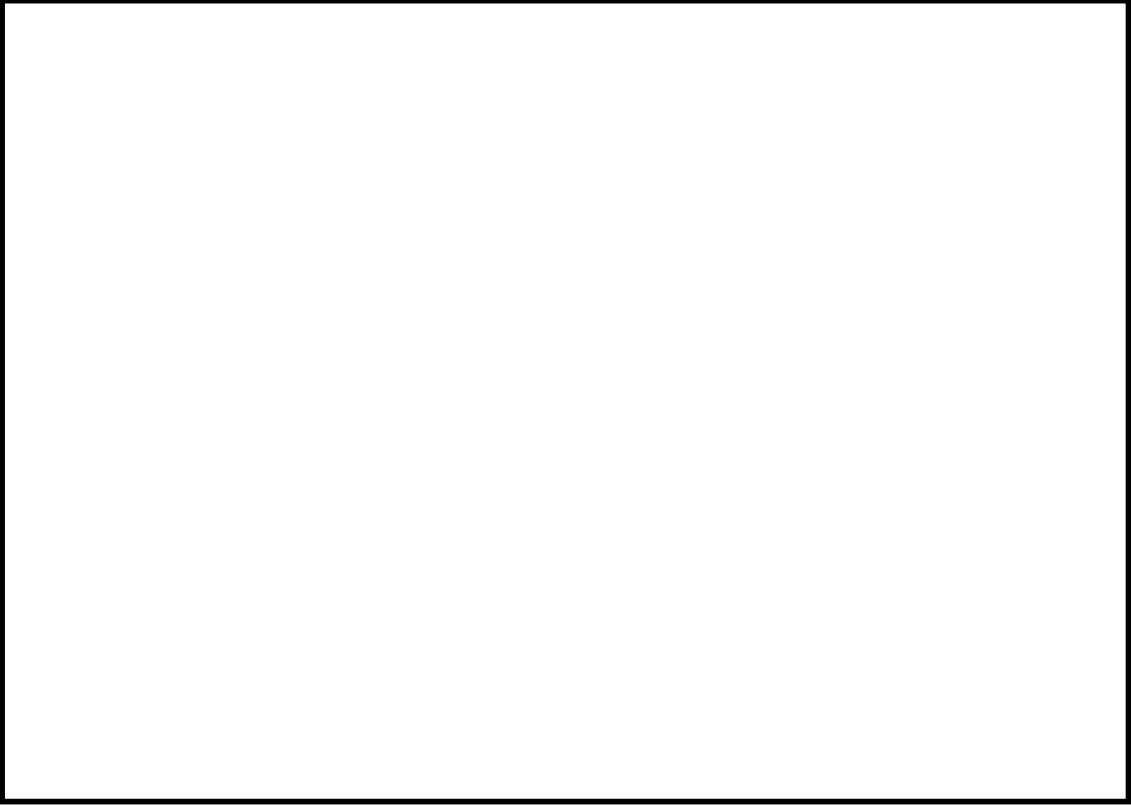
枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・ 廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更


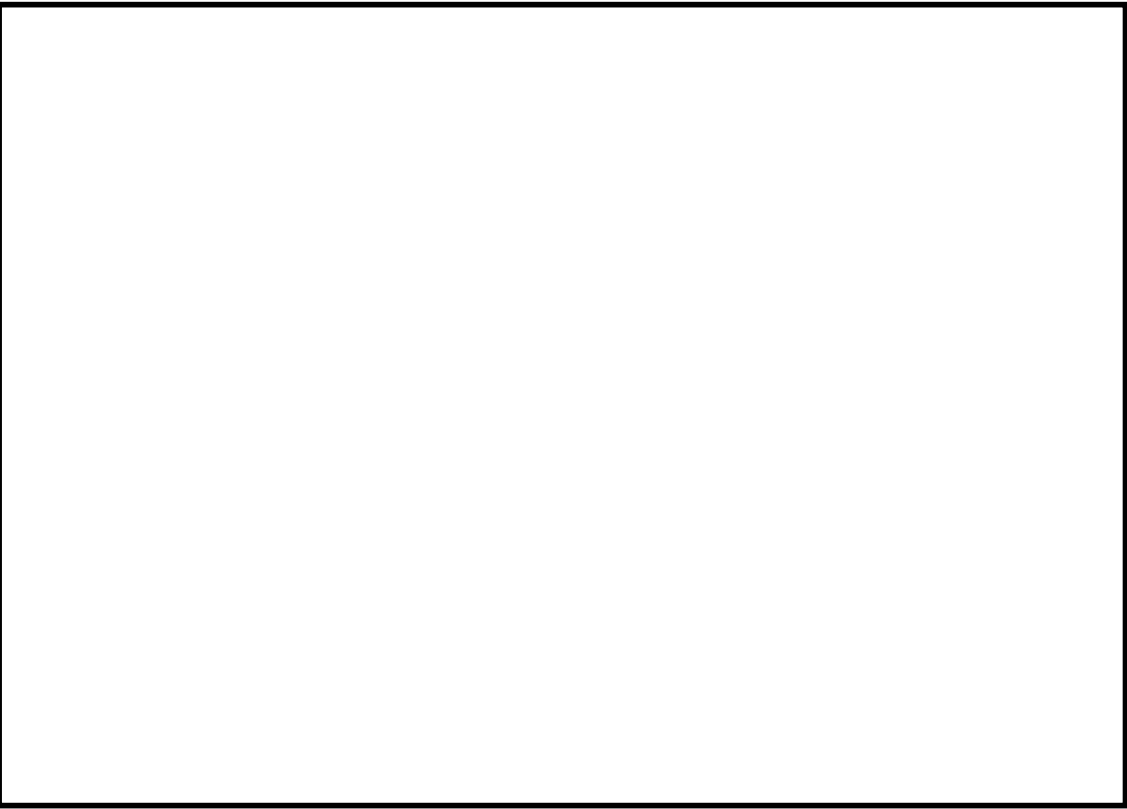
枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・ 廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更前</p>	<p>添付5 保全区域図（第110条関連）</p> 
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更後</p>	<p>添付5 保全区域図（第110条関連）</p> 
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">理由</p>	<p>・原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付資料

1. 廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更
2. 原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更



廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更

3号炉及び4号炉の使用済樹脂を1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置他で処理するため、1号炉及び2号炉共用の廃樹脂処理装置他を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用に変更し、処理に係る設備を設置することから、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更)

- ・第100条の2 (放射性固体廃棄物の管理)
- ・添付4 (管理区域図)

以 上

原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更

原子力災害制圧道路等整備に伴い敷地境界を変更するため、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更)

- ・第111条 (周辺監視区域)
- ・第114条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)
- ・添付4 (管理区域図)
- ・添付5 (保全区域図)

以 上